通所リハビリテーション重要事項説明書

（令和8年10月1日～）

1　当施設が提供するｻｰﾋﾞｽについての相談窓口

電話；0776(30)7660 （月～金曜日 午前8時15分～午後5時15分）

担当；支援相談員　 馬場　　＊ご不明な点は、なんでもお尋ね下さい。

2　介護老人保健施設 ケアホームさいせい　通所リハビリテーション の概要

(1) 事業所概要

名　　称	社会福祉法人　恩賜財団　福井県済生会 介護老人保健施設 ケアホーム・さいせい	代表者役職・氏名	施設長　　宇野　英一
所　在　地	〒918-8235　福井市和田中町徳万28	電話番号	0776-30-7660
協 力 病 院	社会福祉法人　恩賜財団　福井県済生会病院	FAX	0776-30-7661
協 力 歯 科 医	三　井　歯　科　医　院	介護保険指定番号	1850180082

(2) 通所リハビリテーションの職員体制

令和8年4月現在

医師	看護職員	介護職員	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	管理栄養士	支援相談員	運転手	事務職員
1人	2人	14人	2人	1人	1人	1人	1人	3人	1人

（上記にはパート職員も含みます）

(3) 通所リハビリテーションの設備の概要

定員	60名	機能訓練室	1室　169.8㎡
食堂兼 レクリエーション 室	1室　212.9㎡	診察室	1室
		相談室	1室
浴室	一般浴室(32．4㎡)	送迎車	リフト車　4台
	特別浴室(20．4㎡)		乗用車　3台

- 談話コーナー　　・ 会議室
- ボランティア室　　・ 理容室
- 介護用品展示コーナー
- 家族介護教室　　他

(4) 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間

営業日	日曜・年末年始(12／30～1／3)を除く毎日
営業時間	午前　8:15　～午後　5:15

3　緊急時の対応

ご利用者に容体の変化などがあった場合は、速やかに当施設の医師の診察等必要な処置を講ずるほか、必要に応じて協力病院の済生会病院に搬送させて頂きます。同時にご家族に速やかにご連絡致します。

4　サービス内容

①送迎・・・福井市内。
②食事・・・管理栄養士の指導のもと、それぞれのご利用者に応じた食事（昼食）を提供します。
③入浴・・・身体機能や健康状態に応じて、一般浴か特殊浴のいずれかを利用していただきます。
④健康管理・・・医師・看護師が行います。
⑤機能訓練・・・理学療法士・作業療法士が計画に基づいてリハビリテーションを行います。集中的なリハビリご希望の方には、各種加算にて対応させいていただきます。
⑥口腔機能向上指導・・・ご希望の方には、口腔機能向上加算にて対応させていただきます。
⑦栄養改善指導・・・ご希望の方には、栄養改善加算にて対応させていただきます。
⑧レクリエーション・・・行事計画に基づき、クラブ活動・季節行事・個別レクリエーションなどを実施します。
⑨理美容サービス・・・まこと美容室出張サービス（毎週火、水、木）。

5　利用料金 【介護保険負担割合証に表記されている負担割合となります】

(1),(2)は　1割負担分を表記しています。

（1）基本単位　1割負担分（日単位）

	ご利用時間（○時間以上～○時間未満）				
	2時間～3時間	3時間～4時間	4時間～5時間	5時間～6時間	6時間～7時間
要介護度1	372	470	525	584	675
要介護度2	427	547	611	692	802
要介護度3	482	623	696	800	926
要介護度4	536	719	805	929	1,077
要介護度5	591	816	912	1,053	1,224

（2）加算単位　1割負担分　（※印は月単位・他は日単位）

入浴介助加算Ⅰ	40
入浴介助加算Ⅱ	60
リハビリテーションマネジメント加算　イ　（開始日から6か月以内）	560
リハビリテーションマネジメント加算　イ　（開始日から6か月超）	240
リハビリテーションマネジメント加算　ロ　（開始日から6か月以内）	593
リハビリテーションマネジメント加算　ロ　（開始日から6か月超）	273
リハビリテーションマネジメント加算　ハ　（開始日から6か月以内）	793
リハビリテーションマネジメント加算　ハ　（開始日から6か月超）	473
リハビリマネジメント加算算定中に、計画書について事業所の医師が利用者又は、家族に説明し同意を得た場合	270
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ（週2回まで　3か月以内）	240
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ（週2回まで　3か月以内）	1,920
生活行為向上リハビリテーション実施加算（利用開始日から6か月以内）	1,250
若年性認知症利用者受け入れ加算	60
栄養アセスメント加算	※　50
栄養改善加算（月2回まで）	200
口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ（6ヶ月に1回）	20
口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ（6ヶ月に1回）	5

口腔機能向上加算Ⅰ （1月2回まで）	150
口腔機能向上加算Ⅱイ （1月2回まで）	155
口腔機能向上加算Ⅱロ （1月2回まで）	160
科学的介護推進体制加算	※ 40
重度療養管理加算	100
中重度者ケア体制加算 （1日につき）	20
事業所が送迎を行わない場合（片道）	−47
退院時共同指導加算	※ 600
移行支援加算 （1日につき）	12
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22
リハビリテーション提供体制加算	24
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ（基本料金に加算を加えた総単位数に乗じる）	加算率 11.1%
地域区分ごとの上乗せ割合【福井市】（介護職員等特定処遇改善加算後の単位数に乗じる）	加算率 1.7%

(3) 実費分（日額）

（円）

昼食代	750
おやつ代	50
日常生活費	200
行事参加費（外出）	550
理美容代（まこと）	2,900（税込）

（円）

サルバLパット	12
サルバWパット	33
おむつM	83
おむつL	96
紙パンツふつう	61
紙パンツ大きめ	68

※日常生活費・・・ ・タオル ・シャンプー ・リンス ・おしぼり ・ひげそり ・ボディソープ 等
（上記の物品を揃えていただけるご利用者につきましては、お支払いの必要はありません。）

6 事故発生時の対応

通所リハビリテーションサービスの提供により発生した事故は、ご利用者の家族・居宅介護支援事業所・市町村へ連絡を行うとともに、事故の状況及び事故に際し行った処置について記録を残し、再発の防止に努めます。

また、当施設の責に帰すべき事由によってご利用者が損害を被った場合、当施設はご利用者に対してその損害を賠償するものとします。

7 サービスの利用方法

(1) 利用開始の手続き

まずは、お電話などでお申し込みください。支援相談員がご自宅へ訪問し、ご利用についての説明を致します。契約を結んだ後、利用曜日・開始日を決めさせていただきます。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

①ご利用者が、介護保険施設に入所した場合。

②ご利用者が、病院などに入院した場合。

③ご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）・要支援1・要支援2と認定された場合

⑤ご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）・要支援1・要支援2に認定された場合。
④ご利用者がお亡くなりになった場合。

※ ①②については、退所・退院後、通所リハビリに通うことができる状態・病状であり、ご本人・ご家族からのご希望があれば、再度契約を結び、ご利用していただくことが可能です。

8 当施設のサービスの特徴

(1) 運営の方針

要介護認定において要介護度1～5と認定された方で、居宅で生活している方を対象に、食事・入浴・リハビリテーション・レクリエーションなどのサービスを提供し、心身機能の維持、改善に努めます。

明るく、家庭的な雰囲気の下でご利用者の主体性と自主性を尊重し、介護を必要とするご利用者の自立を目指し、生きがいを持って充実した生活が送れるよう、全ての動作を機能回復訓練とする「生活リハビリ」「集団リハビリ」と位置づけております。

(2) 通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項

面会	午前8時30分 ～ 午後5時 まで
持ち物	基本的には、自己管理でお願いします。特に、金銭・貴重品はお預かりしません。 食べ物の持ち込みもご遠慮ください。
受診	医師の判断で、必要な場合は施設の看護師がお連れします。（緊急時） 定期の受診へお連れしたり、付き添うことはできません。
投薬	かかりつけの病院で受けている薬をお持ちください。薬の処方はできません。

9 非常災害対策

災害時の対応	近隣に東消防署あり、迅速に対応可能	防 災 訓 練	年2回以上実施
防 火 設 備	消火器など配備	防 火 管 理 者	常勤にて配置

10 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 申立窓口

窓口	方法	窓口	方法
福井県済生会 介護老人保健施設 ケアホームさいせい （担当者: 針原） 1F事務所・苦情箱（1階に設置）	TEL 0776-30-7660 FAX 0776-30-7661	福井市介護保険課	TEL 0776-20-5715
		福井県国民健康保険団体連合会	TEL 0776-57-1614
		福井県運営適正化委員会 （福井県社会福祉協議会内）	TEL 0776-24-2339

(2) 苦情処理手順

① 苦情内容を把握し、事実関係等を確認します。
② 迅速に苦情への対応策を検討します。（ケアプランの再検討、居宅介護支援事業所や地域包括支援センター及び当該利用者に係わる他サービス事業者との話し合い等）
③ 必要に応じてケアプランの変更、他サービス事業者等への連絡要請・改善要請を行います。
④ 利用者に改善内容の報告や説明を行い理解を求めます。
⑤ 第三者委員を設置しておりますので、ご希望に応じてご相談いただくことができます。
⑥ 当事業所は、ご利用者からの苦情に関しては、カルテその他の物件の提出・提示に応じます。
また、市町村あるいは国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行い、当該ご利用者との円満な解決に努めます。

(3) 個人情報に関すること

当事業所では、当事業所が保有する、ご利用者や関係者の個人情報について個人情報保護に関する法令およびその他の規範を遵守し、かつ自立的なルールおよび体制を確立し、個人情報保護方針を

法令およびその他の規範を遵守し、かつ合理的なレベルおよび、体制を確立し、個人情報保護方針を定め、これを実行し維持することに努めます。